

※ 回答書の記入に当たって必ずお読み下さい。

平成 23 年 1 月 17 日

平成 23 年 4 月 25 日(事業譲渡予定日)以降に
満期日が到来する定期預金をお持ちのお客様へ

日本振興銀行株式会社
株式会社第二日本承継銀行

1. はじめに

日本振興銀行株式会社(以下「振興銀行」といいます。)は、昨年 9 月 10 日の経営破綻を経て、現在、金融整理管財人のもとで民事再生手続を用いた事業再生に努めているところです。預金者の皆様には、多大なるご迷惑やご心配をおかけしておりますことを、改めてお詫びいたします。

振興銀行は、受皿金融機関に事業の一部を譲渡する予定ですが、平成 23 年 4 月 25 日(予定;以下同じ。)までに最終的な受皿金融機関への事業譲渡を行うことができない場合には、暫定的な措置として同日に株式会社第二日本承継銀行(以下「承継銀行」といいます。)への事業譲渡を行う予定です(注)。この場合、同封の回答書に記載のお客様の定期預金につきましても、承継銀行が同日をもって振興銀行から引き継ぐことを予定しておりますが、そのためには平成 23 年 4 月 25 日以降の利率の変更も含めて承諾していただく必要があります。つきましては、以下の説明をお読みいただき、同封の回答書に必要事項をご記入の上、平成 23 年 4 月 8 日(金)(消印有効)までに同封の封筒で返送していただきますようお願い申し上げます。

(注) 事業を譲り受けた承継銀行は、遅くとも平成 25 年 9 月 10 日までに最終的な受皿金融機関への事業の全部の譲渡等を行うこととしています。

2. 回答書に記入していただく事項

同封の回答書には、お客様が破綻日以前にお預け入れされ、満期日が平成 23 年 4 月 25 日以降に到来する元本合計 1 千万円までの定期預金(つみたて定期を含みます。以下同じ。)の一覧(平成 22 年 12 月 31 日現在)が記載されていますので、それぞれの預金につき、承継銀行に引き継がれることを承諾されるか、承諾されないかについて選択の上、○印で囲んでください。

(1) 承継銀行に引き継がれることを承諾される預金につきましても、以下の期間等に応じてそれぞれ以下の利率が適用されることについても、承諾される必要があります。

- ①お預け入れ日(自動継続された場合は、直近の自動継続された日。以下同じ。)から平成 23 年 4 月 24 日までの期間: お預け入れ日の約定利率
- ②平成 23 年 4 月 25 日から満期日までの期間: 1 年定期、3 年定期については、平成 23 年 3 月 31 日の都市銀行のそれぞれに対応する期間の定期預金利率のうち一番低い利率。5 年定期、10 年定期については、3 年定期の利率と同率。つみたて定期については、1 年定期の利率と同率。定期預金、インターネット定期預金とも同じ利率を適用。
- ③承継銀行に預金引き継がれた後に中途解約された場合: 承継銀行の定期預金規定第 5 条又はインターネット定期預金規定第 5 条に規定される満期日前解約(中途解約)利率。
(同封の定期預金規定又はインターネット定期預金規定をご参照ください。)

なお、平成22年11月末の都市銀行の定期預金利率のうち一番低い利率は、1年 0.030%、3年 0.040%、
です。実際に適用される利率は、平成23年4月1日にホームページで発表いたします。

(2) 承継銀行に引き継がれることを承諾されない預金（平成23年4月25日以降の利率の変更を承諾されない預金を含みます。以下同じ。）につきましては、1千万円までの預金の元本と破綻日までの利息を保護するという預金保険制度の趣旨に基づき、振興銀行の預金規定記載の満期日前解約（中途解約）の利率を適用するのではなく、お客様から解約のお申込みを受けた上で、お預け入れ日の約定利率を適用して破綻日（平成22年9月10日）までの利息を支払う中途解約（以下「特例中途解約」といいます。）の扱いとさせていただきます。

同封の回答書には、承継銀行に引き継がれることを承諾されない預金がある場合、その預金について特例中途解約を申し込まれることを確認させていただくため、2. 特例中途解約の意思確認欄の「申し込みます」に○印をお付け下さい。

<ご参考> お客様がお受け取りになる利息（別紙の仮設例もご参照ください。）

- ア. 承継銀行に定期預金が引き継がれることを承諾し、満期解約された場合→ 2. (1) ①、②で
ご説明した利率により按分計算された利息をお受け取り。
- イ. 承継銀行に定期預金が引き継がれることを承諾されず特例中途解約された場合→ お預け入れ日
から平成22年9月10日までの期間についてお預け入れ日の約定利率で計算した利息をお受け取り。

3. 記入上のご注意と今後のお手続について

- (1) 回答書の所定欄にご記入日、ご住所、お名前、日中のご連絡先をボールペンで記入し
ていただき、お届け印(複数お持ちの場合でも、どれか1つで結構です。)を押捺の上、
平成23年4月8日（消印有効）までに同封の封筒で返送してください。なお、同日までに回答書を返送していただけなかった場合は、原則として承継銀行に引き継がれることを承諾された預金と同じ扱い（2. (1) 記載）とさせていただきます。
- (2) 承継銀行に引き継がれることを承諾された預金につきましては、平成23年4月25日に承継銀行に引き継がれ、追って承継銀行より明細表をお送りいたします。
- (3) 特例中途解約の申込みをされた預金につきましては、回答書が返送され次第解約手続きを行ったうえ、あらかじめご指定の口座に解約金を振り込ませていただきます。なお、特例中途解約の申込みに当たっては、本人確認資料（運転免許証・パスポート・健康保険証・外国人登録証明書の写し、住民票等のいずれか1つ）を同封ください。
- (4) ご不明な点がございましたら、振興銀行（0120-722-237）までお問い合わせください。なお、本通知は、平成22年12月31日現在の預金データをもとに作成・送付しております。万一行き違いがあった場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

お客様にはお手数をおかけして申し訳ございませんが、何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

お客さまがお受け取りになる利息額の例(税引前)

元本350万円の定期預金をお預かりした場合を例にお客さまの受取利息額を概算額で試算いたしました。ご参考にしてください。

概算額試算にあたっては、以下の前提で計算・表示していますのでご了解ください。

なお、いずれの場合でも元本(仮設例では350万円)は全額保証されます。

【前提】

- ・利息額計算は概算で計算のうえ100円単位(100円未満切り捨て)で表示していますので、実際の受取額と異なります。
- ・満期時の受取額計算にあたっては、事業譲渡日以降の預入期間に適用される利率は平成22年11月末の都市銀行の3年定期預金利率のうち一番低い利率(0.04%)で試算しています。実際に適用される利率は本年3月31日時点の市場動向によって決定される為、これとは変わり得ます。
- ・利息計算にあたっては、現行の定期預金規定に従って、1年を365日として計算しています。

【仮設例1】5年物定期預金の場合

平成19年8月25日に350万円を適用年率1.5%の5年定期預金にお預け入れ

①お預け入れ日	②破綻日	③中途解約	④事業譲渡日(予定)	⑤満期日
H19.8.25	H22.9.10	H23.2.25	H23.4.25	H24.8.25

→1. 第二日本承継銀行に定期預金が引き継がれることを承諾し、満期日に払い戻しがなされる場合(満期解約)

$$\text{①～④までの利息(1.5\%適用)} + \text{④～⑤までの利息(0.04\%適用)} = \text{受取利息額}$$

(利息計算方法 : 元本×利率×預入日数÷365)

$$\text{約192,400円} + \text{約1,800円} = \text{約194,300円}$$

→2. 第二日本承継銀行に定期預金が引き継がれることを承諾せず、特例中途解約がなされる場合(特例中途解約)

$$\text{①～②までの利息(1.5\%適用)} = \text{受取利息額}$$

$$\text{約159,900円} = \text{約159,900円}$$

【ご参考】仮に特例中途解約の適用を受けず、例えば、平成23年2月25日に通常の中途解約がなされる場合(中途解約)

$$\text{①～③までの中途解約利息(適用年率の1/20適用)} = \text{受取利息額}$$

$$\text{約9,100円} = \text{約9,100円}$$

【仮設例2】3年物定期預金の場合

平成21年4月14日に350万円を適用年率1.4%の3年定期預金にお預け入れ

①お預け入れ日	②破綻日	③中途解約	④事業譲渡日(予定)	⑤満期日
H21.4.14	H22.9.10	H23.4.10	H23.4.25	H24.4.14

→1. 第二日本承継銀行に定期預金が引き継がれることを承諾し、満期日に払い戻しがなされる場合(満期解約)

$$\text{①～④までの利息(1.4\%適用)} + \text{④～⑤までの利息(0.04\%適用)} = \text{受取利息額}$$

(利息計算方法 : 元本×利率×預入日数÷365)

$$\text{約99,400円} + \text{約1,300円} = \text{約100,800円}$$

→2. 第二日本承継銀行に定期預金が引き継がれることを承諾せず、特例中途解約がなされる場合(特例中途解約)

$$\text{①～②までの利息(1.4\%適用)} = \text{受取利息額}$$

$$\text{約69,100円} = \text{約69,100円}$$

【ご参考】仮に特例中途解約の適用を受けず、例えば、平成23年4月10日に通常の中途解約がなされる場合(中途解約)

$$\text{①～③までの中途解約利息(適用年率の1/20適用)} = \text{受取利息額}$$

$$\text{約4,800円} = \text{約4,800円}$$

株式会社第二日本承継銀行の概要

1. 設立	金融庁長官の設立の決定に基づき(預金保険法第91条)、平成16年3月1日預金保険機構の出資により同機構の子会社として設立(同法第92条)。同年3月8日銀行業の免許取得。
2. 資本金	21億2千万円 [平成22年12月31日現在]
3. 株主	預金保険機構100%出資
4. 目的	金融機関の破綻に際して、その受皿となる救済金融機関が直ちに現れない場合に、金融整理管財人による管理下におかれた破綻金融機関の預金等(預金保険で保護されている預金等)や貸付債権等を引継ぎ、その業務の暫定的な維持・継続を図るとともに、再承継金融機関等を探し、事業譲渡等を行う事を主な目的としています(同法第2条第13項)。
5. 日本振興銀行との関係、その他	<p>平成22年9月10日に日本振興銀行株式会社(以下「振興銀行」といいます。)と事業譲渡に関する基本合意書を締結し、救済金融機関が現れない場合、同行の事業の一部を譲り受ける事を予定しています。</p> <p>金融庁長官は円滑な業務承継を図る観点及び株式会社第二日本承継銀行(以下「承継銀行」といいます。)の業務の健全かつ適切な運営を図る観点から、振興銀行から引き継ぐべき貸付債権等が承継銀行の保有する資産として適当であることを確認するとされています(同法第93条)。</p> <p>承継銀行の存続期限は、最初に業務を引継いだ破綻金融機関に対する管理を命ずる処分の日から原則2年以内(ただし1年の延長が可能)となっており(同法第96条)、平成24年9月10日(最長で平成25年9月10日)までとなります。</p>
6. 役員	[平成22年12月31日現在] 取締役 3人 監査役 3人 (うち非常勤2人)
7. 所在地	本店 東京都千代田区有楽町1丁目12番1号 新有楽町ビルディング9階

株式会社第二日本承継銀行 定期預金規定

第1条 規定の目的

この規定は、この預金取引に関する基本事項およびお客さまと株式会社第二日本承継銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。お客さまはこの規定を承認のうえ当行所定の申込書に必要事項を記入しお届印を押印するとともに、当行所定の必要書類を添付してお申込みになり、当行がこれを受領し認められた場合に限り預金取引を開始することができます。

第2条 預金の内容と取扱い

- (1) 当行が取り扱う預金は、日本振興銀行株式会社（以下「日本振興銀行」といいます。）から引き継いだ預金ならびに当行において新規に預け入れられる満期自動継続型および満期自動解約型の1年定期預金とします。このうち日本振興銀行から引き継いだ預金（自動継続を含みます。ただし、事業譲渡日前日までにされたものに限ります。）は、第5条に定める取扱いによるものとします。お客さまは、申込にあたり、元利自動継続型、元金自動継続型、満期自動解約型（以下「満期時の取扱い」といいます。）のいずれかを指定するものとします。
- (2) 前項で指定した満期時の取扱いを変更するときは、満期日（継続をしたときはその継続後の満期日）の5営業日前までに、当行所定の書式により申し出るものとします。
- (3) この預金の預入れは当行所定の金額以上1円単位とします。当行は、手形、小切手、配当金領収証その他証券類の受入れはいたしません。
- (4) この預金は当行が預金額を受入れた時に成立するものとします。振込みによる金銭の受入は、振込金額が当行の指定した預金口座に入金されたときにされたものといえます。ただし、申込書に記載の金額に満たない場合には預金は成立しません。
- (5) 前項の振込みにかかる振込手数料はお客さまが負担するものとします。
- (6) 当行は、この預金にかかる「定期預金新規ご契約のお知らせ」を発行のうえお客さまから届出のあった名称、住所にあてて送付するものとし、通帳、証書は発行しません。
- (7) この預金については、少額貯蓄非課税制度の取扱いをいたしません。

第3条 利息

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および預金が成立した時点（継続したときはその継続日）における当行所定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算します。
- (2) 付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。この場合、計算結果に1円未満の端数があるときは切り捨てます。
- (3) この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定されたところに従い、満期日に、元利自動継続型については元金に組入れてこの預金として継続し、元金自動継続型については利息のみ、満期自動解約型については元金と利息とともに、お客さまが指定した国内金融機関（全国銀行データ通信システムに参加している金融機関に限ります。）のお客さま名義の預金口座（以下「お受取口座」といいます。）へ入金することにより支払います。
- (4) この預金については、中間払いはいたしません。

第4条 満期日前解約

- (1) 当行がやむを得ないものと認めた場合について、満期日前に解約することができるものとします。この場合、お客さまは当行所定の書式により解約希望日の5営業日前までに届け出るものとします。
- (2) 満期日前解約における利息は、当行が定める約定利率の7.0/100（=約定利率×7.0%、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

第5条 日本振興銀行から引き継いだ預金の取扱い

- (1) 日本振興銀行から引き継いだ預金のうち、破綻日（平成22年9月10日）以前に預入（破綻日以前の自動継続を含みます。）された預金には、日本振興銀行からの事業譲渡日前日までの期間については日本振興銀行の預金規定が、事業譲渡日以降の期間については当行のこの規定が適用されるものとします。また、破綻日翌日以降に預入（破綻日翌日以降の自動継続を含みます。）された預金については、日本振興銀行の預金規定が適用されます。
- (2) 日本振興銀行から引き継いだ預金のうち、破綻日以前に預入（破綻日以前の自動継続を含みます。）された預金の利息の計算にあたっては、事業譲渡日前日までの期間については日本振興銀行において預入されたときの預金利率が、また事業譲渡日以降満期日前日までの期間については当行所定の約定利率が適用されます。
- (3) 日本振興銀行から引き継いだ預金のうち、破綻日以前に預入（破綻日以前の自動継続を含みます。）された預金の満期日前解約における利息は、事業譲渡日前日までの期間については当初預入日における日本振興銀行の預金規定に基づき計算し、事業譲渡日以降解約日前日までの期間については当行が定める約定利率の7.0/100（=約定利率×7.0%、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、この方式によって計算された利息額が、預入されたときの預金利率を適用した破綻日までの利息額を下回るときは、後者の利息額とします。

第6条 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、下記第7条④AからF、⑤AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条④AからF、⑤AからEの1つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第7条 当行による預金の解約および口座開設をお断りする場合

次の各号の一つにでも該当する場合には、当行は口座開設をお断りし、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、この預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの預金口座を解約または継続手続きを停止し、払出しをすることができるとします。なお、通知により解約する場合は、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ③ 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または預金者がこの規定に違反した場合
- ④ 預金者が次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標榜グループまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他各号に準ずるもの
- ⑤ 本人が、自らまたは第三者を利用して次の各項目に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して脅迫的な行動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E その他各号に準ずる行為

第8条 預金の払戻方法

(1) この預金を満期日をもって払出すときは、満期日に元金を利息とともにお客さまが指定した国内金融機関（全国銀行データ通信システムに参加している金融機関に限ります。）のお受取口座に振込入金することにより支払います。満期日が当行の休業日にあたる場合には翌営業日に同様に支払うものとし、この場合、満期日以後は付利しませ

- 人。
- (2) この預金が満期日前に解約される場合には、解約日に預金額を第4条により計算した利息とともにお受取口座に振込入金することにより支払います。
- (3) 当行からの預金および利息の支払いは、当行が振込を委託した銀行が振込資金を受領し、または当行名義預金口座からこれを引き落としした時点でなされたものとします。
- (4) 本条に定める当行からの支払いにかかる振込手数料は当行が負担するものとします。
- (5) 当行は、随時お客さまについて本人確認手続およびお受取口座の保有者確認手続を行うことができ、お客さまはこれに協力するものとします。かかる確認手続が完了するまで、当行は利息を付すことなく、この預金および利息の支払いを留保することができます。または、下記第11条に基づく照会には応じないことができるものとします。

第9条 届出事項

- (1) お客さまは、お申込にあたり当行所定の申込書によって名称、住所、電話番号、お受取口座、その他当行が定める事項および印鑑を届け出るものとします。
- (2) 印章、名称、住所、電話番号その他の届出事項に変更があったとき、および印章を紛失したときは、直ちに当行所定の書式によって当行に届け出てください。この届出以前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第10条 印鑑照合

諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違のないものと認め取り扱いましたら、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第11条 取引に関するご照会

届出の印鑑を押印した書面によらずに残高その他この預金取引に関する照会がなされた場合には、当行は、所定の手続によりご本人の確認を行います。電話による照会など本人確認が行えない場合には、届出の名称、住所にあてて取引明細をお送りする方法で対応するものとします。

第12条 通知等

届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を送付した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第13条 譲渡、質入れの禁止

この預金、預金契約上の地位その他この預金取引にかかる一切の権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることその他の処分をすることはできません。ただし、当行が承認した場合はこの限りではありません。

第14条 当行による相殺

期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、お客さまが当行に債務を返済しなければならない場合には、その債務とお客さまのこの預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、当行は相殺することができるものとします。

第15条 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐または後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見監督人の氏名その他必要な事項を当行に届け出てください。
- (3) すでに補助、保佐または後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって当行に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって当行に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第16条 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。この預金は、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は届出の印鑑を押印した書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序、方法を指定のうえ、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序、方法により充当されるものとします。
 - ③ ①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証等の状況等を考慮して、順序、方法を指定することができます。
 - ④ ①により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- (3) この預金の利息計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までの期間として、利率は約定利率を適用するものとします。
- (4) 借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、利率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは要しないものとします。
- (5) ①により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第17条 申込書空欄の取扱い

- (1) 「満期時の取扱い」を未選択の場合は、全て「元利自動継続型」での登録とさせていただきます。
- (2) その他申込にかかわる内容で選択をされていない場合、申込書の連絡先に電話で連絡が取れない場合は、申込書を一旦返却させていただきます場合もあります。

第18条 手数料

この預金取引にかかる諸手数料は当行が別途定めるとし、当行は諸手数料を改定または新設することがあります。

第19条 規定の改定

この規定は必要が生じたときには改定することがあります。この場合、改定日以降は改定後の内容により取り扱うものとします。

第20条 ホームページによる告知

第3条(1)に定める約定利率、第18条に定める手数料の額およびその改定・新設ならびに前条に定める規定の改定についてのお客さまへの告知は、当行のホームページへの揭示により行うものとします。ただし、お客さまの権利・義務に重大な影響を与える可能性がある規定の改定の場合には、その内容を通知するものとします。

ホームページアドレス：事業譲渡日の前日までは日本振興銀行のホームページ
<http://www.shinkobank.co.jp>において、事業譲渡日以降は当行のホームページ
<http://www.bbj.co.jp>において揭示

（本規定は、事業譲渡が実施された場合、その日から発効するもの）

株式会社第二日本承継銀行 インターネット定期預金規定

第1条 規定の目的

この規定は、この預金取引に関する基本事項およびお客さまと株式会社第二日本承継銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とします。お客さまはこの規定を承認のうえ当行所定のインターネット定期預金申込欄に必要事項を入力し、当行所定の必要書類を添えてお申込みになり、当行からの確認書を送っていただき、当行がこれを受領し認めた場合に限り預金取引を開始することができます。

第2条 預金の内容と取扱い

- 当行が取り扱う預金は、日本振興銀行株式会社（以下「日本振興銀行」といいます。）から引き継いだ預金ならびに当行において新規に預け入れられる満期自動継続型および満期自動解約型の1年定期預金とします。このうち日本振興銀行から引き継いだ預金（自動継続を含みます。）ただし、事業譲渡日前日までにされたものに限ります。は、第5条に定める取扱いによるものとします。お客さまは、申込にあたり、元利自動継続型、元金自動継続型、満期自動解約型（以下「満期時の取扱い」といいます。）のいずれかを指定するものとします。
- 前項で指定した満期時の取扱いを変更するときは、満期日（継続したときはその継続後の満期日）の5営業日前までに、申し出るものとします。
- この預金の預入れは当行所定の金額以上1円単位とします。当行は、手形、小切手、配当金領収証その他証券類の受入れはいたしません。
- この預金は、振込みによる金銭が当行の指定した預金口座に入金された日に遡って作成されます。ただし、申込欄に記載の金額に満たない場合には預金預入れとはなりません。
- この預金は申込内容を記載した確認書が、お客さまのもとに到着し、当該確認書が当行に返送されたことにより成立するものとします。
- 上記④項の振込みにかかる手数料はお客さまが負担するものとします。
- 当行はこの預金にかかる「定期預金新規ご契約のお知らせ」を発行のうえ、お客さまから届出のあった氏名、住所にあてて送付するものとします。
- 当行はこの預金にかかる通帳、証書を発行しません。
- この預金は、少額貯蓄非課税制度の取扱いはいたしません。
- この預金は、12歳以下の方の申込みは受けません。
- 成年後見人制度等を適用されている方の申込みは受けません。
- 法人（みなし法人、その他個人以外の法的人格）の申込みは受けません。

第3条 利息

- この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および預金が成立した時点（継続したときはその継続日）における当行所定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算します。
- 付利単位は1円とし、1年を365日とし日割りで計算します。この場合、計算結果に1円未満の端数があるときは切り捨てます。
- この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定されたところに従い、満期日に、元利自動継続型については元金に組み入れてこの預金として継続し、元金自動継続型については利息のみ、満期自動解約型については元金と利息ともにお客さまが指定した国内金融機関（全国銀行データ通信システムに参加している金融機関に限ります。）のお客さま名義の預金口座（以下「お受取口座」といいます。）へ入金することにより支払います。
- この預金については、中間払いはいたしません。

第4条 満期日前解約

- 当行がやむを得ないものと認めた場合について、満期日前に解約することができるものとします。この場合、お客さまは当行所定の書式により解約希望日の5営業日前までに届け出るものとします。
- 満期日前解約における利息は、当行が定める約定利率の70/100（＝約定利率×70％、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

第5条 日本振興銀行から引き継いだ預金の取扱い

- 日本振興銀行から引き継いだ預金のうち、破綻日（平成22年9月10日）以前に預入（破綻日以前の自動継続を含みます。）された預金には、日本振興銀行からの事業譲渡日前日までの期間については日本振興銀行の預金規定が、事業譲渡日以降の期間については当行のこの規定が適用されるものとします。また、破綻日翌日以降に預入（破綻日翌日以降の自動継続を含みます。）された預金については、日本振興銀行の預金規定が適用されます。
- 日本振興銀行から引き継いだ預金のうち、破綻日以前に預入（破綻日以前の自動継続を含みます。）された預金の利息の計算にあたっては、事業譲渡日前日までの期間については日本振興銀行において預入されたときの預金利率が、また事業譲渡日以降満期日前日までの期間については当行所定の約定利率が適用されます。
- 日本振興銀行から引き継いだ預金のうち、破綻日以前に預入（破綻日以前の自動継続を含みます。）された預金の満期日前解約における利息は、事業譲渡日前日までの期間については当初預入日における日本振興銀行の預金規定に基づき計算し、事業譲渡日以降解約日前日までの期間については当行が定める約定利率の70/100（＝約定利率×70％、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、この方式によって計算された利息額が、預入されたときの預金利率を適用した破綻日までの利息額を下回るときは、後者の利息額とします。

第6条 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、下記第7条④AからF、⑤AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条④AからF、⑤AからEの1つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第7条 当行による預金解約および口座開設をお断りする場合

- 次の各号の1つにでも該当した場合には、当行は口座開設をお断りし、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、この預金取引を停止し、またはお客さまに通知することにより、この預金口座を解約または継続手続を停止し、払出しをすることができるとします。なお、通知により解約する場合は、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - この預金者が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または預金者がこの規定に違反した場合
 - 預金者が次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - 暴力団
 - 暴力団員
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業
 - 総会屋等、社会運動等標榜グループまたは特殊知能暴力集団等
 - その他前各号に準ずるもの
 - 本人が自らまたは第三者を利用して次の各項目に該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して脅迫的な行動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

第8条 預金の払戻方法

- この預金を満期日をもって払出すときは、満期日に元金を利息とともにお客さまが指定した国内金融機関（全国銀行データ通信システムに参加している金融機関に限ります。）のお受取口座に振込入金することにより支払います。満期日が当行の休業日にあたる場合は翌営業日に同様に支払うものとし、この場合、満期日以降は付利しません。
- この預金が満期日前に解約される場合には、解約日に預金額を第4条により計算した利息とともにお受取口座に振込入金することにより支払います。
- 当行からの預金および利息の支払いは、当行が振込を委託した銀行が振込資金を受領し、または当行名義預金口座からこれを引落とした時点でなされたものとします。
- 本条に定める当行からの支払いにかかる振込手数料は当行が負担するものとします。
- 当行は、随時お客さまについて本人確認手続およびお受取口座の保有者確認手続を行うことができ、お客さまはこれに協力するものとします。かかる確認手続が完了するまで当行は利息を付すことなく、この預金および利息の支払いを留保することができ、または下記第11条に基づく照合には応じないことができるものとします。

第9条 届出事項

- お客さまは、インターネットからの申込みにあたり、当行所定の申込欄に、氏名、住所、生年月日、お受取口座その他当行が定める事項を届け出るものとします。
- 当行より送付する定期預金申込確認書については、内容確認のうえ自署押印し返送するものとします。
- 返送された確認書に押印された印章をもって、変更、解約支払い等の預金取引に使用するものといたします。
- 印章、氏名、住所、電話番号その他届出事項に変更があったとき、および印章紛失・パスワード忘れの場合は、直ちに連絡の上、当行所定の書式により届け出るものとします。この届出以前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- インターネット定期預金の手続等に使用するパスワードを忘れた際には、当行所定の手続により新しいパスワードを再登録していただきます。

第10条 印鑑照合

諸届その他の書類に使用された印影を確認書の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしう場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第11条 取引に関するご照会

インターネット定期預金にかかる照会は、インターネット上のお客さま専用ページよりパスワードを用いて照会するものとします。インターネットによらずに残高その他この預金取引に関する照会がなされた場合には、当行は所定の手続きによりご本人の確認を行います。電話による照会など本人確認が行えない場合には、届出の氏名、住所にあてて取引明細をお送りする方法で対応するものとします。

第12条 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送するほか、お客さまへ電子メールならびにお客さま専用ページに設けられたご連絡メッセージにて、個々にご案内いたします。当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。

第13条 譲渡、質入れの禁止

この預金、預金契約上の地位その他この預金取引にかかる一切の権利は譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることその他の処分をすることはできません。ただし当行が承認した場合はこの限りではありません。

第14条 当行による相殺

期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、お客さまが当行に債務を返済しなければならぬ場合は、その債務とお客さまのこの預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、当行は相殺することができるものとします。

第15条 保険事故発生時における預金者からの相殺

- この預金は満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が生じたものとして、相殺することができます。この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - 相殺通知は届出の印鑑を押印した書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序、方法を指定のうえ、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序、方法により充当するものとします。
 - ①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証等の状況等を考慮して順序、方法を指定することができます。
- ①により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - この預金の利息計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - 借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは要しないものとします。
 - ①により相殺する場合における借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第16条 手数料

この預金取引にかかる諸手数料は当行が別途定めるとおりとします。当行は諸手数料を改定または新設することがあります。

第17条 規定の改定

この規定が必要が生じたときは改定することがあります。この場合、改定日以後は改定後の内容により取扱うものとします。

第18条 ホームページによる告知

第3条(1)に定める約定利率、第16条に定める手数料の額およびその改定・新設ならびに前条に定める規定の改定についてのお客さまへの告知は、当行のホームページへの掲示により行うものとします。ただし、お客さまの権利・義務に重大な影響を与える可能性がある規定の改定の場合には、その内容を通知するものとします。

ホームページアドレス：事業譲渡日の前日までは日本振興銀行のホームページ <http://www.shinkobank.co.jp> において、事業譲渡日以降は当行のホームページ <http://www.bb.j.co.jp> において掲示

（本規定は、事業譲渡が実施された場合、その日から発効するもの）